

平成24年度税制改正大綱における農林水産関係の主要事項

平成23年12月10日
農 林 水 産 省

	事 項 名	概 要
1	農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置 (軽油引取税)	3年延長
2	農林漁業用A重油に対する課税の免税・還付措置の特例 (石油石炭税)	2年延長
3	平成24年度以降の農地に対する負担調整措置 (固定資産税)	存続
4	林業経営の継続を確保するための納税猶予制度の創設 (相続税)	制度を創設 〔森林経営計画に従って施業及び 路網整備を行う山林に係る課税 価格の80%に対応する相続税の 納税を猶予〕
5	農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付 けの特例等の創設(贈与税・不動産取得税)	制度を創設 〔納税猶予の適用期間が10年 以上、65歳未満は20年以上〕
6	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却等の特 例措置(所得税・法人税)	2年延長
7	再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進する ための税制度の創設	
	(i) 再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進 するための税財源の確保	温室効果ガスの削減に係る国際約 束の達成等を図る観点から、森林 吸収源対策を含めた諸施策の着実 な推進に資するよう、平成25年以 降の地球温暖化対策の国内対策の 策定に向けて検討する中で、国全 体としての財源確保を引き続き検 討します。
	(ii) 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重 油及び農林漁業用軽油の免税・還付措置(石油石炭税)	石油石炭税の上乗せ税率の導入と 併せて、農林漁業用A重油及び農 林漁業用軽油の免税・還付措置を 設定
8	再生可能エネルギー発電施設を新たに導入した場合の固 定資産税の特例措置(固定資産税)	再生可能エネルギー発電施設(太 陽光、風力、水力、地熱、バイオ マス)について、課税標準を最初 の3年間1/3控除する措置を導入 (2年間)